

質問・回答書

件名 門真市プレミアム付デジタル商品券発行業務委託

	質問	回答
1	令和4年度に貴市で実施された同内容の仕様書では、サポート窓口並びに電話窓口として守口門真商工会議所3階が明記されておりますが、本業務では想定される開設場所または賃料はござりますでしょうか。	令和4年度においてプレミアム付デジタル商品券発行業務は実施しておらず、また、本事業において明確な想定はありません。
2	令和4年度に貴市で実施された同内容の仕様書では、参加店舗数300店舗以上を目標とされておりますが、本業務での目標数はございますでしょうか。あるいは、貴市で参加店舗をすでに定められているのでしょうか。	仕様書の基準を満たす既存のキャッシュレス決済サービスアプリ対応店舗を登録店舗と想定していることから、原則として門真市内で利用できる店舗は約1,800店舗と想定しています。
3	令和4年度に貴市で実施された同内容の仕様書では、参加店舗ステッカー数は360枚とされておりますが、本事業での枚数の指定はありますでしょうか。	回答2のとおり、約1,800店舗分が必要と想定しています。
4	令和4年度に貴市で実施された同内容の仕様書では、参加店舗ポスター数は1,000枚とされておりますが、本事業での枚数の指定はありますでしょうか。	回答3を参考してください。
5	「既存のキャッシュレス決済サービス」とは具体的にどのようなサービスになりますでしょうか。 サービス内容やシステム要件など該当する条件などありましたらご教示いただきたいです。	「既存のキャッシュレス決済サービス」とは、利用店舗及び利用者の負担軽減及び円滑な実施の観点から、門真市内で既に広く導入されているキャッシュレス決済サービスを想定しております。 また、サービス内容やシステム要件等については利用店舗及び利用者にとって利便性の高いもの以外、他の質問と回答を参考してください。
6	「デジタル商品券の残高だけでは支払い金額が不足する場合に、利用者、利用店舗双方にとって負担の少ない手段で不足分の代金が支払いできること。」とありますが、例えば現金の支払い方法を併用して支払うことも「不足分の代金が支払いできる」に該当しますでしょうか。 不足分の代金支払いについては、あくまで利用者側での任意の判断になるため、制限をかけることはできないのではと考えております。 また、不足分をアプリ内でのクレジットカード決済など現金支払い以外で支払うをする場合は、決済手数料も発生するため、本事業費以外の費用が発生することになるかと存じます。 「負担の少ない手段で不足分の代金が支払いできること」の具体的な条件がありましたらご教示いただきたいです。	不足分の代金の支払い方法については、利用店舗と利用者との間で判断すべき内容であると思われますが、ご質問の「現金との併用」についてはお見込みのとおりです。 また、「負担の少ない手段で不足分の代金が支払いできること」の具体的な条件はありませんが、決済に時間要することにより、利用者、利用店舗双方に負担が生じないような運用が必要であると考えられます。

7	<p>「利用する既存のキャッシュレス決済サービスにおいて一般的に店舗が負担する費用を除き、本事業の参加にあたって特別な費用が発生しないこと。」とありますが「一般的に店舗が負担する費用」とは具体的にどのような費用項目、金額になるかご教示いただきたいです。</p> <p>決済サービスを提供する事業者によっては、決済手数料や初期導入費用等が定められているかと思いますが「一般的に店舗が負担する費用」とは具体的にどのような費用項目でどのくらいの費用感であれば許容範囲になるかご教示いただきたいです。</p>	<p>「一般的に店舗が負担する費用」とは決済手数料を想定しており、初期導入費用については、回答5に記載のあるとおり、既存のキャッシュレス決済サービスに対応した登録店舗を想定していることから、原則として発生することは想定していませんが、既存のキャッシュレス決済サービスにおいて新たに店舗が追加された場合には、同サービス提供事業者による所定の費用が発生するものと考えられます。</p>
8	<p>事業費を算出する上で、下記内容について具体的にご教示いただきたいです。</p> <p>下記の内容は、本事業の入札に参加する事業者にとって、共通事項でないと事業費の算出にあたり、平等性が保たれないのいではないかと存じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コールセンターの開設期間 例)〇月〇日～〇月〇日まで ・コールセンターの対応時間 例) 平日9:00～17:00まで（土日祝日は除く） ・利用店舗用ツールの種類とそれぞれの必要部数 	<p>本事業については、3月上旬に契約締結を予定しており、コールセンターの開設期間については、原則として、契約締結後1か月以内に設置し委託期間満了日まで開設してください。また、対応時間については、原則として、日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時30分までとします。</p> <p>利用店舗用ツールについては、仕様書5(4)④に記載のとおりマニュアル、ポスター、ステッカー等になり、必要部数は約1,800店舗分を想定しています。</p>
9	<p>「デジタル商品券の購入手段はクレジットカード決済、コンビニATM、銀行口座からの支払い等、多様な手段を用意すること。」と記載がありますが、購入手手段は何種類以上が必要など条件はありますでしょうか。</p> <p>クレジットカード未保有者への対応は必須であると認識しております。</p>	<p>様々な購入手手段が想定されますが、利用者の利便性からご質問に記載する全ての購入手手段での実施をお願いします。</p>
10	<p>販売期間について6月～8月末までの記載はありますか、購入申し込みの受付開始時期も、販売期間と同じく6月～になりますでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
11	<p>加盟店の募集期間はいつ頃の開始を想定しているかご教示いただきたいです。</p>	<p>契約締結後、速やかに募集を開始してください。</p>
12	<p>事業専用ホームページは必要になりますでしょうか。</p> <p>事業専用ホームページが不要の場合、市民や事業者への事業周知等はどのように実施する想定であるか。受託事業者で対応すべき内容があるかをご教示いただきたいです。</p> <p>また、門真市様側で周知や広報の実施している場合は、どのような周知方法になるかご教示いただきたいです。</p>	<p>事業専用ホームページの作成は求めていませんが、受注者において必要と判断される場合は作成ください。</p> <p>また、仕様書5(4)に記載のとおり市民や事業者に対しては対象のキャッシュレス決済サービスアプリ等において周知してください。</p> <p>なお、事業周知等については、受注者において広く情報を発信できる手段を検討してください。</p>
13	<p>サポート窓口の開設期間と開設時間をご教示いただきたいです。</p> <p>参考までに令和4年度で実施した同事業において、サポート窓口でサポートを受けた人数についてもご教示いただきたいです。</p>	<p>本事業については、デジタルが苦手な方に対し対面でのサポート窓口を設け、スマートフォンやキャッシュレス決済の操作方法等の支援などの配慮が必要となることから、開設期間及び開設時間については、利用者が利用しやすいよう配慮し、設定してください。</p> <p>なお、令和4年度においてプレミアム付デジタル商品券発行事業は実施しておらず、サポート窓口でサポートを受けた人数は把握しておりません。</p>
14	<p>参加店舗の見込み数はあるか。販促物を送付する郵送費や発行費に差が出るためご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>回答2及び回答3を参考してください。</p>

	対面のサポート窓口は、場所・人数・回数の想定があるか。	場所については、回答1を参考してください。人数及び回数について、明確な想定はありませんが、利用者が利用しやすいよう配慮し、設定してください。
15		
16	コールセンターについて、契約後速やかに開設となるが、いつ頃~いつまでを見込んでいるか。また、想定されている席数はあるか。	回答8を参考してください。

送 信 先	(e-mailアドレス) sim01@city.kadoma.osaka.jp
	門真市市民文化部産業振興課
	電話 06(6902)5966(内線3027又は3028)